

児童手当について

“児童手当法 第22条の3 受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等”と、それをうけた“児童手当法施行規則 第12条の10”によると、本人が申出書を出して希望すれば、児童手当からその分を差し引くことが可能だということを知りました。徴収できるものとして、給食費、保育料、義務教育諸学校の学用品の購入に要する費用 etc.（別紙②参照）となっています。この、児童手当の作業ですが教育委員会は介さず、（石狩でいうと）子ども家庭課の管轄になるそうです。

さて、これが実現すれば未納も少なくなりそうです。しかしいろいろハードルも高そうです。良い点・困りそうな点が混在します。思いついたものをいくつか挙げてみましょう。

良い点

- ・なんといっても未納が減る。
- ・もし、一括でできるとなると諸費の事務量が減る。

困りそうな点

- ・本人からの申出書が必要。書いてくれるか？説得はすべて学校側。
- ・教育委員会が絡まない分、各学校統一されたものになるか？足並みが乱れた場合学校間格差が出る。
- ・道内でも数市町村が行っているようだが、児童手当事務取扱規則のような感じで決まっている。石狩市はまだそれが制定されていないようだ。（そもそも自治体毎の制定は必要なのか？）

※ 条例や規則等を見てもまず、給食費が最初に出てきます。石狩市では、給食費の未納に関しては、まだしている様子はありません。その状態で、いきなり教材費を。というのは難しいのかもしれない。

今回、情報があつたので調べてみました。いろいろなものを参考に色々と考えていたらと思います。

○当麻町児童手当事務取扱規則

(受給資格者の申出による学校給食費等の費用の徴収等に係る事務処理)

- 第16条 請求者等からの法第22条の3の規定による学校給食費等の費用の支払の申出は、支払期月毎の前月10日までに行われるものとし、当該申出日以後に支払われるべき児童手当等を対象として、当該費用の徴収等を行うものとする。
- 2 省令第12条の10に定める申出書(以下この条において「申出書」という。)が提出されたときは、その内容を審査し、適正と認められたときは、以後の支払期月毎に支給される児童手当等の額(法第22条の2の規定に基づく寄附金額又は法第22条の4の規定に基づく徴収額がある場合は、それらの金額を控除した額。以下この条において同じ。)のうち、申出書に記載された学校給食費等の費用の金額に相当する額について徴収等を行うものとし、請求者等に対しては、児童手当等の額から当該徴収等の額を控除した額を支払うものとする。
 - 3 前項に定める徴収等が行われたときは、町長は様式第10号による学校給食費等の徴収(支払)に係る通知書を請求者等に送付するものとする。
 - 4 請求者等が、申出書の内容を変更し、又は、申出書を撤回しようとする場合の申出は、学校給食費等の徴収等が行われる前に行われるものとし、当該申出日以後に支払われるべき児童手当等を対象とする。

ほぼ同様の管理規則

- | | | | | |
|---------------|------|--------|------|------|
| 児童手当事務取扱規則 | ○美幌町 | ○新十津川町 | ○白老町 | ○本別町 |
| | ○岩内町 | ○池田町 | | |
| 子ども手当支給事務取扱規則 | ○北斗市 | ○岩見沢市 | ○三笠市 | |

その他(H P に掲載)

○留寿都村

申出による学校給食費等の支払について

児童手当の全部又は一部について、支給対象となる児童の学校給食費等の支払に充てることができる。

支払を行う場合は、支払月の前月10日までに申出手続を行う必要があります。

| 支払に充てることができる費用 | 手続窓口・ | 問い合わせ先 連絡 |
|----------------------|---------|-----------|
| 留寿都小学校及び留寿都中学校に係る給食費 | 教育委員会 | 46-3321 |
| るすつ保育所保育料 | るすつ保育所 | 46-3253 |
| 放課後児童クラブ運営事業運営負担金 | 役場住民福祉課 | 46-3131 |

※支払ができるのは、申出手続を行った際に指定する支給対象となる児童に係る費用分となります。

○鹿部町

児童手当等からの学校給食費等徴収

保育料、学校給食費などを、申し出により児童手当等から徴収できるようになりましたので、希望される方は申出書の提出をお願いします。

石狩市平成 23 年度における子ども手当の事務処理に関する要綱

(申出による保育料の徴収等)

- 第 10 条 法第 25 条第 1 項又は第 2 項に規定する費用の支払の申出は、法第 7 条第 4 項に規定する支払期月の前月の 15 日(その日が日曜日等に当たるときは、その日以後において最初に到来する日曜日等以外の日)までに、省令第 19 条の申出書により行わなければならないものとする。
- 2 法第 25 条第 1 項又は第 2 項の規定による申出書の提出を受けたときは、子ども手当に係る保育料の徴収(支払)に係る通知書(別記第 7 号様式)により受給者に通知するものとする